



地域公共交通分野に係る各協議会等を 一元化することを可能とする見直し

令和3年7月14日
兵 庫 県

現 状

●地域公共交通に関する会議に関しては、3つの会議が併存

	地域協議会	地域公共交通会議	地域公共交通活性化協議会
根拠	道路運送法施行規則 第15条の4	道路運送法施行規則 第9条の2及び3	地域公共交通活性化再生法 第6条
主な役割	<ul style="list-style-type: none"> ・バス路線廃止対応 (届出期間の短縮) ・「生活交通確保維持 改善計画」の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般乗合旅客自動車 運送事業の運賃設定・ 変更 ・自家用有償旅客運送 の登録等 	<ul style="list-style-type: none"> ・※地域公共交通会議での 協議事項も協議可 (道路運送法施行規則第4条第2項他) ・「地域公共交通計画」の 策定 ※路線バス補助の要件
132 構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事 ・市町村長 ・地方運輸局長 ・公共交通事業者等 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村長又は都道府 県知事 ・地方運輸局長 ・公共交通事業者等 ・住民 ほか 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定を行う地方公 共団体 ・公共交通事業者等 ・住民 ・道路管理者 ・港湾管理者 ほか
本県の状 況	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会(全体会) ・10地区部会 	<ul style="list-style-type: none"> ・39市町で設置 ・※2市町で未設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・21市町で設置 ・※圏域での設置もあり

支 障

【全体】

●事務として非効率

・県・市町で構成員が重複している類似の会議をそれぞれ開催し、同じ案件を議事として審議している。市町主宰の地域公共交通会議と活性化協議会でも別々に会議を開催。

●路線バスの維持と休廃止の協議が分断

・国の路線バス等の運行補助の要綱が改正され、補助要件が県の地域協議会による計画策定から市町の活性化協議会による計画策定へ変更。セットで行うべき路線バスの維持と休廃止の協議が分断され、当該協議の取りまとめが困難になる。

【地域協議会】

●地域協議会(県)の形骸化(事務の重複)

・路線バスの休廃止協議は、単一市町内の路線であっても、原則、県の地域協議会の協議事項。市町主宰の地域公共交通会議の協議結果を追認するだけで実質的に形骸化。

【地域公共交通会議・活性化協議会】

●住民の生活交通の確保に影響

・地域公共交通会議や活性化協議会の構成員に県が必須となっておらず(※)、

①広域的な観点からの意見・調整が機能しないおそれ

②休止中の路線等にコミバスを運行する場合に交通事業者の意向が強く反映される傾向があり、住民の生活交通の確保に影響が生じる。

※法的には構成員とすることは可能だが、本県では議決権のないオブザーバーとして参加するケースが大半

⇒個別の事務ごとに法令で別の協議会等を設置することは、地方公共団体の総合的な政策決定を損なう恐れがある。

求める措置・期待される効果

●求める措置


・地域公共交通分野に関し個別の事務ごとに法令で別の協議会等を設置することは、地方公共団体の総合的な政策決定を損なうとともに、地方公共団体に過度な事務負担を強いることになるため、以下を求める。

①地域公共交通分野に係る各協議会等を**活性化協議会に一元化**

(地域協議会と地域公共交通会議の権限を、活性化協議会で行うことを可能とする)

②一元化する活性化協議会の構成員については、市町村が主宰する場合は県を、県が主宰する場合は市町村を入れる

134

現行	地域協議会 (県)	地域公共交通会議 (市町又は県)	活性化協議会 (市町又は県)
提案	バス路線廃止 への対応権限		活性化協議会に一元化 バス路線廃止への対応権限を付与 (市町主宰には県、県主宰には市町も参画)

※バス・タクシーに限らない多様な交通機関を協議事項とでき、計画策定や国庫補助金の受領主体ともなる活性化協議会をベースに一元化を行う。

●期待される効果

・地域公共交通に係る会議を一元化することで、地域公共交通に関し、より総合的な政策決定を円滑に行うことが可能になるとともに地方公共団体における事務の円滑化が図られる。

(参考) 県内市町・近隣府県の意見

● 県内市町 (24市町が賛同)

◎ 重複事務の整理等を行い効率化を図っていくことは必要であり、提案に賛同する市町が多数。

◎ 地域公共交通分野に関し、個別事務ごとに法令で別の協議会等を設置することは非効率との意見。

◎ 複数の市町にまたがる路線については、広域的な観点から県の関与が必要。県市それぞれが主宰する協議会等に相互に構成員として関与することは望ましい。

● 近隣府県

◎ 事務の効率化の観点から、一元化に賛成が多数。

◎ バスの休廃止は、地域協議会から地域公共交通会議（地域協議会分科会に位置付け）に権限を移譲、又は移譲検討中の府県がある。他の県でも、バスの休廃止は地域公共交通会議で市町村の意見を聴き、地域協議会で追認している（地域協議会が形骸化）。

※追加共同提案とは別に、近隣府県にヒアリングしたところ、大阪府、京都府、奈良県、和歌山県、岡山県が賛同

(参考) 関係法令等① 地域協議会

道路運送法

第十五条の二

路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、路線（路線定期運行に係るものに限る。）の休止又は廃止に係る事業計画の変更をしようとするときは、その六月前（旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあつては、その三十日前）までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

道路運送法施行規則

第十五条の四

¹³⁶ 法第十五条の二第一項の旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 二 当該路線の休止又は廃止について地域協議会（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保に関する協議会であつて、関係地方公共団体の長、地方運輸局長その他の関係者により構成されることその他の国土交通大臣が告示で定める要件を備えるものをいう。以下同じ。）において協議が調つた場合

その他

- ・ 地域協議会の要件に関する告示（平成13年7月17日国土交通省告示第1202号）
- ・ 地域住民の生活交通の確保に関する地域協議会の枠組みに関する運輸省としての考え方について（平成12年6月29日付け自企第86号）
- ・ 道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止又は廃止に関する手続の取扱いについて（平成13年9月26日付け国自旅第92号）

(参考) 関係法令等② 地域公共交通会議

道路運送法

第九条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該運送に係る運賃等について地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間の協議が調つたときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

道路運送法施行規則

第九条の二

法第九条第四項の協議が調つたときとは、同項の届出に係る運賃等について地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は協議会において協議が調つているときとする。

その他

- ・ 地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について（平成18年9月15日国自旅第161号国土交通省自動車局長通知）

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

第六条

地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下この章において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 **地域公共交通計画**を作成しようとする地方公共団体

二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者

三 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者

その他：地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱

第2編第1章において、**陸上交通に係る各種補助金の交付要件として「地域公共交通計画」への記載を規定**している。

(地域間幹線系統確保維持費、地域内フィーダー系統確保維持費、車両減価償却費等、公有民営方式車両購入費、貨客混載導入経費国庫補助金)